公益社団法人被害者サポートセンターおかやま 支援員の遵守事項に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま(以下「センター」という。)がセンターの事業規程(以下「事業規程」という。)第3条第1項に定める支援対象者(以下「対象者」という。)に対する総合的な支援活動を行うため、同規程第5条に定める支援員(以下「支援員」という。)が、遵守すべき事項を定め、その適正を図ることを目的とする。
 - 2 本規程に定めのないものは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援 に関する法律(以下「法」という。)及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(以下 「規則」という。)の定めるところによる。

(支援員としての遵守事項)

- 第2条 支援員が、センターの支援活動業務に従事するときには、次の各号に定める事項を 遵守しなければならない。
 - (1) 支援活動業務に従事するときは、常に公平、かつ中立であること。
 - (2) 支援活動により、対象者の緊張や不安の解消に努めるとともに、特定の信条を押しつけることを含め二次的被害を与えることのないよう配慮すること。
 - (3) 支援活動業務に当たっては、断定的又は誤解を招く言動に留意するとともに、犯罪被害者等の要望と意見を十分に尊重すること。
 - (4) 対象者から聴取する情報は、支援活動の業務遂行に必要な範囲に限定すること。ただし、センターの組織及び業務分掌に関する規程第2条に定める総括責任者(以下「総括責任者」という。) の指示により特に必要があると認められる場合は、この限りでない。
 - (5) 支援活動業務に関して知り得た情報は、みだりに他人に知らせ、又は法第23条第2項 各号に掲げる事業以外の目的に使用しないこと。ただし、総括責任者の指示により特に 必要があると認められる場合は、この限りでない。
 - (6) 支援活動業務を通じて自己又は第三者の利益を図らないこと。
 - (7) 対象者から、金銭、印鑑又は権利義務に関する書類を預からないこと。ただし、総括 責任者の指示により特に必要があると認められる場合は、この限りでない。
 - (8) 職務に関する謝金として、個人的に金品その他の財産上の利益を受け取らないこと。
 - (9) 支援活動の援助を受けた対象者に対して寄付の強要をしないこと。
 - (10) 業務上知り得た秘密を尊重し、対象者の名誉保持に努めること。
 - (11) 警察や関係機関、団体等の活動との調和及び連携に努めること。

(電話及び面接相談活動における遵守事項)

- 第3条 センターの事業規程第5条に定める犯罪被害相談員が電話相談及び面接相談業務に 従事するときには、前条に定める事項のほか、次の各号に定める事項を遵守しなけれ ばならない。
 - (1) 対象者に代わって権利義務に関する書類等を作成しないこと。
 - (2) 相談内容が複雑なものについては、即答を避け、速やかに当該事項に関する調査及び

研究等を行うとともに、センターの組織及び業務分掌に関する規程第2条に定める支援 活動責任者の指示により、確実な回答に努めること。

(直接的支援活動における遵守事項)

- 第4条 センターの事業規程第5条に定める直接支援員が同第24条に定める直接的支援活動(以下「直接的支援活動」という。)に従事するときは、第2条に定める事項のほか、 次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 直接的支援活動の範囲について、あらかじめ対象者に説明し、理解を得ること。
 - (2) 対象者の要請 (ニーズ) の把握に努めること。
 - (3) 対象者が必要としている情報の提供や信頼関係を築くことに努めるとともに、安易な約束や軽はずみな発言をしないこと。
 - (4) 行政機関等の担当者に引き継ぐ際は、可能な限り対象者に同行し、確実に引き継ぐとともに、当該機関等における対象者の秘密の保持が確実に確保されるよう依頼すること。また、活動終了後は、引き継ぎ結果及びその後の状況等について、必ず確認すること。

(申請補助員としての遵守事項)

- 第5条 センターの事業規程第5条に定める申請補助員が犯罪被害者等給付金申請補助活動 に従事するときは、第2条に定める事項のほか、次の各号に定める事項を遵守しなけ ればならない。
 - (1) パンフレット等を活用し、受給者の資格及び順位など、支給制限等に関する必要事項 を説明すること。
 - (2) 適用対象の是非の判断については、即答を避けること。
 - (3) 申請者本人が、病気等の理由により、申請行為を実質的に行うことができない場合は、後見人又は後見人に指定される見込みの者に代筆等をさせること。
 - (4) 申請に関する不明な点については、岡山県公安委員会との連絡調整及び連携を図り、 適正な対応に努めること。
 - (5) 犯罪被害者等給付金の申請補助以外の支援活動をしないこと。

(処分)

第6条 本規程にかかる犯罪被害相談員等の非違行為が認められたときは、センター就業規程第32条の規定に基づき処分する。

(委任)

第7条 本規程に定めのない事項については、代表理事が理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成21年8月12日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成23年3月19日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。